

平成二十七年二月三日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一八九第七号

平成二十七年二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出輸出補助金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出輸出補助金に関する質問に対する答弁書

一及び三について

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第十五号）附属書一Aの農業に関する協定（以下単に「協定」という。）においては、農業に対する助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減することを定めることにより世界の農産品市場における制限及び歪み^{ゆが}を是正し並びに防止する結果となることが想起されているところ、輸出補助金については、協定第八条において、協定及び自国の譲許表に明記されている約束に従って行う場合を除くほか、交付しない旨が、協定第九条1において、協定第九条1に掲げる輸出補助金は削減に関する約束の対象となる旨が、それぞれ規定されている。また、協定第十条2において、加盟国は輸出信用等の供与に関する国際的に合意された規律の作成に向けて努力する旨が規定されている。

二について

我が国としては、協定の規定を遵守しており、協定に反する輸出補助金は交付していない。